

(お知らせ)

電気料金支援に伴う特別措置の承認について

2025年6月25日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において、物価高への対応として発表された内容に基づく電気・ガス料金の支援措置^{※1}の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべてのお客さまに迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

本要請を踏まえ、電気料金の支援措置を供給条件に反映するため、離島等供給約款（低圧用・高圧用）^{※2}と電気最終保障供給約款^{※3}における特例承認申請（2025年6月11日お知らせ済み）を行い、本日、経済産業大臣から承認されましたので、お知らせいたします。

なお、承認いただいた内容は、当社申請内容から変更ございません。

1. 概要

毎月の電気料金計算において、燃料費調整単価または燃料費等調整単価から国が定める値引き単価を差し引いた単価を反映いたします。毎月の値引き単価については請求書等にてお知らせいたします。

本特別措置の適用にあたり、お客さま自身でのお手続きは不要です。

2. 対象となるお客さま^{※4}

- ・ 離島等供給約款（低圧用・高圧用）に基づき電気の供給を受けるお客さま
- ・ 電気最終保障供給約款に基づき高圧で電気の供給を受けるお客さま

3. 適用期間

2025年7月使用分から9月使用分^{※5}の電気料金（8月分から10月分としてご請求する電気料金）に適用

4. 国が定める値引き単価

- ・ 2025年7月使用分および9月使用分^{※6}の電気料金（8月分および10月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価
 - 【低圧】2.0円/kWh（税込）
 - 【高圧】1.0円/kWh（税込）
- ・ 2025年8月使用分^{※7}の電気料金（9月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価
 - 【低圧】2.4円/kWh（税込）
 - 【高圧】1.2円/kWh（税込）

なお、定額制のご契約のお客さまには、別途値引き単価を定めます。

- ※1 [足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する7月、8月、9月の3か月について、電気・ガス料金支援を実施するもの。\(電気・ガス料金支援 | 経済産業省 資源エネルギー庁\)](#)
- ※2 当社サービスエリア内の離島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島）におけるお客さまに当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めています。
- ※3 当社サービスエリア内における高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまがどの小売電気事業者とも契約の合意に至らない場合に当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めています。
- ※4 特別高圧で電気の供給を受けるお客さまは、今回の特別措置の対象外となります。
- ※5 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、8月使用分から10月使用分までが対象となります。
- ※6 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、8月使用分および10月使用分が対象となります。
- ※7 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、9月使用分が対象となります。

以 上